

監査公表第4号
令和2年4月30日

呉市監査委員

奥野 彰
沖本 恭治
岩原 昇

平成28年度～平成30年度包括外部監査指摘・意見に対する措置状況に
ついて

地方自治法第252条の38第6項前段の規定により包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、同項後段の規定により、別紙のとおり公表します。

平成28年度包括外部監査指摘・意見に対する措置状況について

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
H28年度	46	企画課	42	補助金	青年会議所活動助成	意見	事業内容にかかわらず、毎年定額400千円の補助金が支出されている。事業内容等は毎年変化しているが、毎年定額の形式的な補助金といえる。まちづくり団体も多数見受けられるようになっているのが現状であり、見直しの必要のある補助金と思われる。	関係団体と当該補助金のあり方について協議し、R4年度までに当該補助金額を減額する経過措置を設けた上で廃止することとした。
H28年度	48	企画課	43	補助金	呉地域オープンカレッジネットワーク	意見	プロジェクト委員会による審査により助成事業を決定し、公平性を確保している。研究事業中心から実践事業中心へと補助対象事業も変化しており、今後も活発な事業展開とともに地域の活性化という見えない効果についての事後の評価の確立が望まれる。	今年度から地域団体等にオブザーバーとして本事業へ参加・協力してもらうことにより、民間企業による研究の継続、事業化にも期待し、活発な事業展開・連携を図ることとした。また、事業終了後の報告会等でそれらの団体やプロジェクト委員会から助言や反省点を集約し、募集方法・選定基準を見直すなど、事後評価の次の募集への反映に努める。
H28年度	50	企画課	45	補助金	合併町地域まちづくり振興	意見	一律3,000千円×8町の毎年定額補助であり、当面の補助金継続期間としていた周辺町合併後10年の期間を経過し、当初の目的は一定程度達成しているものと思われる補助金である。No.90-2「ゆめづくり地域協働交付金」とも目的は類似しており、旧呉市内に対するまちづくり支援との不公平感もあると思われ、補助金の整理統合等を検討すべきである。引き続きの継続を行う場合、補助を受けた各協議会がまつり等の実行委員会へ再補助をするケースが多い。再補助については不透明感が多いためチェック機能の充実とともに、1町一律3,000千円の支出の公平性、妥当性についての議論も望まれる。	旧合併町まちづくり協議会等の関係者及び関係部署と協議を進め、R3年度までに段階的に当該補助金を廃止することとした。なお、経過措置として地域協働課の「ゆめづくり地域交付金」に合併町特別枠を設け、3年間に限り財政支援を継続することとした。
H28年度	86	市民窓口課	109	補助金	呉市消費者協議会	意見	特定団体に対しての定額補助である。補助に対しての評価、再検討を行うべきである。	補助に対する評価については、毎年度の「事務事業評価」を継続し、その結果を踏まえて令和元年8月に策定された「補助金等見直しガイドライン」に沿って補助金を交付する。

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
H28年度	94	文化振興課	118	補助金	呉市女性連合会	意見	<p>補助事業者等の会員は呉市赤十字奉仕団と重複する会員も多く、市民には活動の区別等がわかりにくかったため、近年は活動の差別化に取り組んでおり市民ニーズを取り入れた新たな事業活動も実施しているようである。事業報告は実施活動の羅列のみであり、活動の見直し、改善点等の記載も含めた実施報告書の充実が望まれる。</p> <p>特定団体への定額補助である。補助に対しての評価、再検討を行うべきである。</p>	令和元年度より、呉市女性連合会（事務局：文化振興課）と呉市赤十字奉仕団（事務局：福祉保健課）の事務局機能を地域協働課に統合し、活動内容の整理を行った。また、「呉市補助金等見直しガイドライン」に基づき、令和2年度予算において補助金額を一部減額した。
H28年度	100	文化振興課	121	補助金	呉市レクリエーション協会	意見	<p>特定団体への定額補助である。補助に対しての評価、再検討を行うべきである。</p>	「呉市補助金等見直しガイドライン」に基づき、令和2年度予算において補助金額を一部減額することとした。今後は、事業費補助への移行等についても、引き続き検討していく。
H28年度	106	文化振興課	124	補助金	呉市教育会	意見	<p>特定団体への定額補助であり、補助額も少額である。補助に対しての評価を行うとともに、少額の補助については、公益性や費用対効果等を勘案し、廃止を含めて検討すべきである。</p>	「呉市補助金等見直しガイドライン」に基づき、補助金を廃止し、同団体の教育部が相談員として実施している呉市主催の「家庭教育相談」における相談員に対する報償費へ切り替えを行う予定である。
H28年度	184	子育て支援課	222	補助金	地域組織活動	意見	<p>1団体に対する補助額は6万円程度と少額である。補助に対しての評価を行うとともに、少額の補助については、公益性や費用対効果等を勘案し、廃止を含めて検討すべきである。</p>	補助対象事業者と協議を実施した結果、平成30年度をもって補助金を廃止した。

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
H28年度	261	観光振興課	334	補助金	呉観光協会	意見	<p>特定団体への定額補助である。補助に対するの評価・再検討を行うべきである。</p> <p>平成27年度は過年度の繰越金を財源にあてることにより、呉観光協会のホームページのリニューアルを実施したこと等により事業費が過年度よりも多くなっている。観光協会の活動成果について数値等を用いて客観的に測定することは困難であるが、情報発信手段の一つとしてホームページを利用することで、今後も地道な活動を続け観光客数の増加につながるよう期待される。なお、呉観光協会への団体の会員数は127団体（平成27年3月31日時点）となっている。</p> <p>特定団体への補助である補助金の支給については、予算承認に基づいたものであるものの、計算方法について明文化された資料はなく、毎年定額支給となっている。まつり、イベント等の開催その他市の活性化に効果を有すると認められる事業に要する経費に対する補助金の予算額について検討の充実が望まれる。</p> <p>呉観光協会からイベント等の実施主体である地区の実行委員会等に再補助を行っているが、呉観光協会は、呉市以外からの財源も存在しているため、再補助先に関しては口頭による確認等、一定の活動内容の報告を受けるという形で確認を行っている。</p> <p>なお、予算措置時点で開催予定として予算に計上したまつり・イベント等は、予定どおり開催したとの回答を得た。</p>	<p>本協会は昭和36年に設立し、長年、市の観光事業の推進に多大なる活動支援を頂いている。市の観光資源の開発や宣伝等を積極的に発信し、観光客誘致に必要な不可欠な団体である。また当該団体は、昨年ホームページのリニューアルを行い、内容の充実を図り、観光情報の発信を常時行うことにより、観光客誘致事業の活動成果が期待されるところである。</p> <p>また、「呉市補助金等見直しガイドライン」に基づき、令和2年度予算において補助金額を一部減額した。</p> <p>については、毎年観光協会から受ける活動報告等により事業効果を検証し、引き続き補助金額について検討していく。</p>
H28年度	263	観光振興課	335	補助金	呉まつり協会	意見	<p>これまで続いてきた呉のイベントを中止・廃止することは難しいため、継続的にイベントを実施していく方針である。補助の終期設定がなされておらず、補助制度が設置された後、長期にわたり交付が続いているものであるため、イベント運営の事業費を平成25年度の見直しにより補助金を減額したものの、再び増加傾向にあるため、一層の経営努力が求められる状況にある。</p> <p>なお、予算措置時点で開催予定として予算に計上したまつり・イベント等は、予定どおり開催したとの回答を得た。</p>	<p>本団体が実施するまつり・イベント等は、市のイベントの中でも最大の観光客動員数を有するものであり、継続的に実施する必要があると考える。</p> <p>また、「呉市補助金等見直しガイドライン」に基づき、令和2年度予算において補助金額を一部減額した。</p> <p>については、市の要のイベントとして、今後とも事業の検証を行っていき、将来を見据えた補助金交付を行っていく。</p>

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
H28年度	34・265	観光振興課	336	補助金	川尻町観光協会	意見	<p>(合併町関係を含む公平性について) P34</p> <p>平成15年4月の下蒲刈町の合併に始まり、呉市周辺8町の平成の大合併により現在の呉市となっている。当時の「合併建設計画」により、補助金No. 45「合併町地域まちづくり振興事業補助金」を旧合併町のまちづくり協議会等に交付し、現在も毎年同額で継続している。</p> <p>旧市内の住民からすると、補助金等の公益上の必要性の要点である、補助金等が特定の者に限定されず、市民に広く機会があるかという「公平性」に疑問が生じるところである。毎年24,000千円という多額の補助金等の支出であるため、個別意見とは別に記載させていただいた。</p> <p>その他該当する補助金等としては、以下のとおりである。 (個別意見)</p> <p>特定団体への定額補助である。補助に対しての評価・再検討を行うべきである。補助金の交付について平成22年度に減額しているが、その後は定額補助となっており見直しが行われていない。呉観光協会との合併を行わず、川尻町観光協会が独立して活動する方が地元の意見を集約し機動的に活動できると判断するならば、活動の実効性を勘案し必要に応じて予算を増やすなど、機動的に予算を増減することを検討すべきではないかと考える。</p> <p>川尻町観光協会からイベント等の実施主体である地区の実行委員会等に再補助を行っているが、川尻町観光協会は、呉市以外の財源もあるため、再補助先に関しては口頭による確認等、一定の活動内容の報告を受けている。</p> <p>なお、予算措置時点で開催予定として予算に計上したまつり・イベント等は、予定どおり開催したとの回答を得た。</p>	<p>本団体が行うイベント等は地域の方々にも好評であり、毎年多くの方々に参加し、盛大に開催されている。</p> <p>また、「呉市補助金等見直しガイドライン」に基づき、令和2年度予算において補助金額を一部減額した。</p> <p>今後も、補助事業の目的や活動成果などを検証し、補助金額について検討していく。</p>

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
H28年度	33・34 ・267	観光振興課	337	補助金	安浦町観光協会	意見	<p>(補助事業者等の繰越金等の確認) P33 補助金等は公金の支出であるから、補助対象事業に公益性が認められたとしても、重ねて支出の必要性を検討して、補助の可否を決める必要がある。また、真に支援を必要とする相手先に対して支出することが求められることから、財政状態が安定していて資金的に余裕のある団体への補助等については、廃止を含めて検討するのが相当であると思われるし、長い目で見れば交付先団体の自主性や自立性に繋がっていくものと思われる。</p> <p>(合併町関係を含む公平性について) P34 平成15年4月の下蒲刈町の合併に始まり、呉市周辺8町の平成の大合併により現在の呉市となっている。当時の「合併建設計画」により、補助金No. 45「合併町地域まちづくり振興事業補助金」を旧合併町のまちづくり協議会等に交付し、現在も毎年同額で継続している。</p> <p>旧市内の住民からすると、補助金等の公益上の必要性の要点である、補助金等が特定の者に限定されず、市民に広く機会があるかという「公平性」に疑問が生じるところである。毎年24,000千円という多額の補助金等の支出であるため、個別意見とは別に記載させていただいた。</p> <p>その他該当する補助金等としては、以下のとおりである。 (個別意見) 特定団体への定額補助である。補助に対するの評価・再検討を行うべきである。補助金の交付について平成22年度に減額しているが、その後は定額補助となっており見直しが行われていない。呉観光協会との合併を行わず、安浦町観光協会が独立して活動する方が地元の意見を集約し機動的に活動できると判断するならば、実効性を勘案すると300千円の定額補助とするのではなく、その年のイベント等の活動を勘案し、機動的に予算を増やすことも検討すべきである。</p> <p>なお、予算措置時点で開催予定として予算に計上したまつり・イベント等は、予定どおり開催したとの回答を得た。</p>	<p>「呉市補助金等見直しガイドライン」に基づき、令和2年度予算において補助金額を一部減額した。 今後も、補助事業の必要性や活動成果等を検証し、補助金額について検討していく。</p>

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
H28年度	343	交通政策課	451	補助金	バス購入費	意見	<p>平成23年度末に呉市交通事業を呉市交通局から民間交通事業者に一括して移譲し事業を引き継いだ経緯がある。その際に呉市交通事業で使用していたバス車両も譲渡したが、使用年数が長いバス車両が多数を占めていたため、車両の更新を促進する必要があるという理由により、当該民間交通事業者がバス車両を購入するときの経費の一部に対し、平成27年度までの5年間は基本合意書に基づき、平成28年度以降は当該民間事業者との協議に基づき、補助を行っている。</p> <p>具体的には、平成23年度から平成27年度においては毎年10台ずつ、平成28年度においても3台のバス車両購入費に対して補助金が交付されており、計53台の車両が更新されたことを前提とすると、使用年数が長いバス車両の更新という当初の目的は達成されたものと考えられる。</p> <p>今後は、平成28年度以降の新規バス車両分に対する交付期間終期の定めが設けられていない点について議論することが有用である。</p>	<p>平成23年度に開始した当該補助金により、バス車両のバリアフリー化については、一定の成果があったものと考えられる。そこで、呉市内部及び呉市と広電で協議し、バス車両購入費補助金については、R2年度当初予算には計上せず、廃止に向けて取り組むこととした。</p>

平成29年度包括外部監査指摘・意見に対する措置状況について

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
H29年度	80	管財課	—	借受不動産の借地料の改定について	—	意見	<p>呉市が借り受けている土地等の支払う賃料については、「民間地の借り上げに係る借地料算定基準」において規定している「借地料の改定」に基づき、平成3年度の地代を基準として、3年ごとに改定事務を行っている。改定地代の算定については、改定前3年間の経済変動及び固定資産税等の税額変動を総合的に勘案した「地代の変動率」を基に決定しており、その変動率が±5%以下の場合は、地代を据え置き、±5%を超える場合は、改定を検討することとしているが、長期間での比較となると±5%を超える場合も予測される。地代については、一般的に価格の硬直性があると認めるが、長期的視点も採り入れた地代改定の手法の見直しの必要があるものと思料する。</p>	<p>長期的な視点に立ち、借地料改定の方法を見直した。 次回（令和4年度）の改定から、固定資産税の評価替えに合わせ、その都度、固定資産税評価額を基に借地料を算定する方法に改めた。 （参考：令和元年10月21日行政報告済み）</p>
H29年度	86	地域協働課	212	未利用	旧倉橋支所	指摘	<p>国道沿いの倉橋町の中心部にあり、建物床面積も広く解体するにも解体費用も多額にかかるので、担当課では今後の方向性が定まらず予算要求も出していないのが現状である。増築された新しい建物については利用されているが、古い旧支所の大部分は利用されていない。安全上の問題も検討しつつ、今後サウンディング型市場調査等を実施し、各方面からの提案等により利活用を検討すべきと思料する。</p>	<p>当該施設は、築56年経過しており、外壁の剥離、落下が見られ、建物の利活用は難しい状況である。 また、地元においても利用の予定がないことから、令和2年度予算において解体に向けた調査費を計上している。</p>
H29年度	92	農林水産課	236	未利用	ふれあいの里下蒲刈	意見	<p>施設内の炭焼き体験施設は、炭焼き体験の指導者の高齢化により事業継続が難しくなったこともあり平成26年度から炭焼き体験は中止となっている。 現状は施設の一部を呉市が100%出資している公益財団法人蘭島文化振興財団が展示物の寄付があったものの一部を一時保管するために使用している。合併に伴う引継当初から、当該施設の建設に係る書類が見当たらないため、施設の廃止や使用目的を変更した際の補助金等の返還の必要性が不明である。 今後は、施設の廃止を含め、有効的な活用方法を検討すべきである。</p>	<p>合併当初から、当該施設の建設に係る書類が不明であるため、補助金の実績について、広島県に確認依頼したところ、補助リストに無いことから、町単独（起債を利用）の可能性が高いとの回答。 また、自治会が今後本施設を活用する見込みがないことから、平成30年度からは、電気・水道の休止に加え、浄化槽の廃止を行うことにした。 今後は、解体について市民センター等と地元調整していく。</p>

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
H29年度	100	管財課 人権センター	211 215 258	未利用 未利用土地	久比大浦校長住宅、豊コミュニティセンター、豊町久比大浦区内市有地	意見	<p>久比大浦校長住宅（旧校長住宅）、豊コミュニティセンター及び豊町久比大浦区内市有地はそれぞれ隣接している一体区画である。</p> <p>旧校長住宅は最寄り高校（現豊小学校）への通勤利用として当時使われていたが、本州と安芸灘諸島とを結ぶ安芸灘諸島連絡架橋の供用開始（平成20年）により本州からの通勤も可能となったことから、役割を終えている。また豊コミュニティセンターから、数百メートル足らずのところに久比コミュニティセンター、久比東コミュニティセンターがある。旧校長住宅の建築年月は平成17年合併前の旧町資料が残されておらず不明であるが、老朽化は激しく耐震基準を満たしていないと考えられる。近隣には住宅が立ち並んでいることから、安全性の面からも旧校長住宅の解体撤去は検討すべきである。ただし、隣接道路からみてコミュニティセンターの奥に旧校長住宅が建てられていることから、これらは一体として対応を検討する必要がある。</p>	豊コミュニティセンターは地域の要望により存続する方針である。3施設の一体的な利用が最善であると考えられるので、将来的に豊コミュニティセンターが用途廃止された時点で、一体処分（公募）する方針である。
H29年度	108	管財課	269	未利用土地	旧安登放課後児童会用地	意見	<p>呉市国保安浦診療所の隣接地である。場所は国道185号線沿いにあるコンビニエンスストアのすぐ裏手、JR安登駅から400mほどの位置にある。診療所の運営は指定管理者により、内科及び外科診療が行われている。当該用地を挟んで、歯科クリニック、介護老人保健施設が並んでおり、これらの立地条件から、当該用地は内科、外科及び歯科以外の診療科等、医療施設の設置により周辺医療機関との相乗効果が見込まれると考えられる。</p>	隣接の国保安浦診療所の処理方針に合わせ、一体的に本件土地を処分する方針としている。

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
H29年度	128	管財課， 病院事業課， 学校施設課	209ほか	③旧教員住宅等	旧大浦小学校教員住宅，大浜診療所2階住宅，久比大浦校長住宅，下蒲刈病院医師住宅，上河内教員住宅，西宇土教員住宅，海越教員住宅，重生教員住宅，向教員住宅2，向小校長住宅，向中校長住宅，小野浦教員住宅，山崎教員住宅，久比大浦住宅・	意見	旧教員住宅等の跡地であり，すべて島嶼部に存在する。安芸灘大橋等の開通及び学校の統廃合等により利用がなくなったものである。住宅とはいえ，建築からかなり年月が経過しているものが多く，利用されていないため損傷箇所も多くあり，住宅としての再利用はかなりのコストがかかるものと思われるため，多くが解体しての再利用となるものと思われる。住宅用地のため土地の広さも限られたものであり，集合住宅の建設等で利用できればベストであるが，少子高齢化の地域でもあり，生活地としての需要は限られたものと思われる。昨今，昭和の臭いの残るもの，田舎暮らしを逆手にとっての街おこしなどもプチブームとなっており，積極的に情報発信をすることにより，各方面や地域住民の提案等により利用策を検討してはと思う。	教員住宅の一部については引き合いがあったことから，処分に向けて作業を進めている。今後も需要が見込まれる施設があると考えられるため，各施設ごとに処分に向けたサウンディング調査を実施し，一般競争入札によって処分を進めていく。

平成30年度包括外部監査指摘・意見に対する措置状況について

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
H30年度	18	契約課	—	—	3 呉市の委託契約事務の概要 (7)見積書の徴取件数について	意見	見積書の徴取は、原則として2者以上としている一方で、例外として見積書を徴する必要がないと認められる契約など主観的要素の強い規定が設けられている。そのため、当該例外規定を適用するにあたってはその理由を明らかにする必要があると考えられる。	随意契約をする場合は、「指名業者審査伺（随意契約）」に担当課長がその理由を記入することとしている。 この際、当該例外規定を適用する場合は、その理由も付記する旨を「契約の手引」に記載している。現行の事務処理を継続していく。
H30年度	84	文化振興課	2, 2-2, 2-3	(a) 指定管理（非公募）	呉市文化ホール管理運営委託（指定管理）	意見	指定管理者制度は、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましいとされている（H22.12.28総務省通知抜粋）。 非公募理由を、上記のとおりとしているが、指定管理者の次期更新の際は、公平性、透明性の観点からも、公募の実施を検討する必要がある。	選定方法については、再検討し公募により募集することとした。
H30年度	84	文化振興課	2, 2-2, 2-3	(a) 指定管理（非公募）	呉市文化ホール管理運営委託（指定管理）	意見	再委託先について事前承認しているが、再委託の契約書を入手していない。委託業務の管理および統制機能の観点からも、再委託の契約書を委託先から入手し、再委託契約の委託先や内容等が事前承認と合致しているか、また、再々委託が行われている場合は、この合理性を検討するなど不適切な契約となっていないことを確認することが望まれる。	再委託契約書の写しの提出を求め、担当職員が確認することとした。
H30年度	86	文化振興課	3, 3-2, 3-3	(a) 指定管理（非公募）	呉市立美術館管理運営委託（指定管理）	意見	指定管理者制度は、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましいとされている（H22.12.28総務省通知抜粋）。 非公募理由を、上記のとおりとしているが、指定管理者の次期更新の際は、公平性、透明性の観点からも、公募の実施を検討する必要がある。	呉市立美術館については、管理に極めて高度な専門性を要することが求められる施設であるため、非公募により募集することとした。

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
H30年度	86	文化振興課	3, 3-2, 3-3	(a) 指定管理 (非公募)	呉市立美術館管理運営委託 (指定管理)	意見	再委託先について事前承認しているが、再委託の契約書を入手していない。委託業務の管理および統制機能の観点からも、再委託の契約書を委託先から入手し、再委託契約の委託先や内容等が事前承認と合致しているか、また、再々委託が行われている場合は、この合理性を検討するなど不適切な契約となっていないことを確認することが望まれる。	再委託契約書の写しの提出を求め、担当職員が確認することとした。
H30年度	88	文化振興課	4	(a) 指定管理 (非公募)	蘭島文化振興施設管理運営に係る委託 (指定管理)	意見	指定管理者制度は、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましいとされている (H22.12.28総務省通知抜粋)。 非公募理由を、上記のとおりとしているが、本施設の設置目的である教養文化及び観光拠点の整備の向上を図ること、公平性、透明性の観点からも、公募とすることが望ましいと考える。 以上のことから、指定管理者の次期更新の際は、公募の実施を検討する必要がある。	蘭島文化振興施設については、管理に極めて高度な専門性を要することが求められる施設であるため、非公募により募集することとした。
H30年度	90	スポーツ振興課	5	(a) 指定管理 (非公募)	呉市スポーツ施設 (18施設) 指定管理料	意見	指定管理者制度は、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましいとされている (H22.12.28総務省通知抜粋)。 非公募理由を、上記のとおりとしているが、指定管理者の次期更新の際は、公平性、透明性の観点からも、公募の実施を検討する必要がある。	令和2年度から令和6年度までの指定管理者更新について、公募とした。
H30年度	90	スポーツ振興課	5	(a) 指定管理 (非公募)	呉市スポーツ施設 (18施設) 指定管理料	意見	再委託先について事前承認しているが、再委託の契約書を入手していない。委託業務の管理および統制機能の観点からも再委託の契約書を委託先から入手し、再委託契約の委託先や内容等が事前承認と合致しているか、また、再々委託が行われている場合は、この合理性を検討するなど不適切な契約となっていないことを確認することが望まれる。	再委託先について、承認後、指定管理者から契約書を入手し、内容等を確認することとした。

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
H30年度	92	商工振興課	6	(a) 指定管理（非公募）	ビュー・ポートくれのうち呉市きんろうプラザ及び付属駐車場の運営業務並びに呉市の専有部分及び付属駐車場の維持管理に関する協定	指摘	評価の実施にあたり、呉市は受託者から適時に月次報告及び実績報告を受ける必要がある。しかし、利用者からきんろうプラザ使用料として受託者が徴収した金額を計算して呉市に報告する徴収計算書の提出期限が守られていないなど、一部の月次報告及び実績報告の提出期限が守られていないものがある。そのため、報告書等の提出期限は厳守するよう指導する必要がある。	月次報告等について、協議や指導を重ね、概ね改善している。今後も、提出期限について、適宜、指導をしていく。
H30年度	96	地域協働課	7	(b) 入札不成立随意契約	呉市まちづくりセンター舞台管理業務	指摘	当業務は、毎年委託先の株式会社篠本照明及びその他1者による合計2者の指名競争入札を実施している。しかし、平成27年度、平成28年度、平成29年度について1者は辞退届を提出している。そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の理由により随意契約している。この点、毎年2者を指名し、1者が辞退するため、結局随意契約とせざるを得ない状況になることが想定されていたにもかかわらず、当状況の改善がされていなかったことは問題である。その結果、毎年随意契約を締結するため、競争の原理が働かず、落札率が極めて高い水準で委託している。また、仮に2者とも辞退した場合には当事業自体の遂行が困難になることや条件が悪化することも考えられる。これは、呉市入札参加資格等有資格者名簿の「役務の提供22施設維持管理業務委託〇20その他（ホール、舞台維持管理）」に2者しか登録されていないことが一因である。したがって、入札参加条件の緩和を検討するなどして登録業者の増加に努める必要がある。	平成30年度に契約課において、呉市入札参加資格等有資格者名簿の登録業者を3者に増やしている。その結果、令和元年度は3者による指名競争入札を実施し、入札が成立している。

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
H30年度	98	文化振興課	8	(b)入札不成立随意契約	呉市民ホール舞台管理業務(平成29年度)	指摘	毎年、委託者およびその他1者による合計2者の指名競争入札(No.7の委託事業と同じ業者)を実施している。しかし平成29年度については1者が辞退したため、入札不成立となっている。このため地方自治法第167条の2第1項第2号の理由により随意契約としている。平成28年度も同様であり、同じ業者2者を指名し、1者が辞退するため、結局随意契約とせざるを得ない。このような状況になることは、No.7のように想定されていたにもかかわらず、改善がされていなかった。その結果、毎年随意契約を締結するため、競争原理が働かず、落札率も高い水準で委託することとなっている。また、2者とも辞退した場合には、当事業自体の遂行が困難になることや、条件が悪化することも考えられる。これは、呉市入札参加資格等有資格者名簿の「役務の提供22施設維持管理業務委託②その他(ホール、舞台維持管理)」に2者しか登録されていないことが一因である。そのため、登録業者を増加させて、入札参加条件の緩和を検討する必要がある。	令和2年度から、呉市民ホールの管理運営は指定管理制度に移行し、指定管理者が当業務を行うため、文化振興課において舞台管理業務に係る入札は実施しないこととなった。
H30年度	98	文化振興課	8	(b)入札不成立随意契約	呉市民ホール舞台管理業務(平成29年度)	意見	予定価格を事前公表としているが、入札前に公表すると、予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになる、業者の見積努力を損なわせる、入札談話が容易に行われる可能性があり、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を強く類推させ、これらを入札前に公表した場合と同様の弊害が生じかねないことなどの弊害があるとされている。本委託事業も落札率も高く、市民目線で見れば、指名競争入札とともに予定価格の事前公表の結果として、と思われる可能性も大きいと思う。地方公共団体においては予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、本契約を含めて予定価格の事前公表をする場合は、慎重な検討をしていただきたいと思料する。	令和2年度から、呉市民ホールの管理運営は指定管理制度に移行し、指定管理者が当業務を行うため、文化振興課では業務を行わない。
H30年度	102	総務課	10	(c)入札(指名)業者数1者[随意契約・扶助以外]	呉市役所庁舎エレベーター保守管理業務	意見	一般競争入札の結果、施工業者のみ入札、結果1者随意契約となっている。本委託契約のような場合、その後の管理や保守点検等についてほとんどが当初業者との随意契約によって行われている。結果として、競争原理が機能せず、価格が硬直化し経済性を損ねる可能性がある。また予定価格についても契約業者の見積価格が参考となっており、事前公表としているので、高い落札率の契約となっている。他者の見積の徴取等は初めから諦めての契約となっているが、競争性を確保した契約方法および適切な価格で契約の実施を常に検討することが必要と思料する。	本件については、競争性確保のため一般競争入札による発注としている。仕様書については、施工業者しか受注できないような内容にはしていないが、他者の見積徴取等を検討していく。

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
H30年度	104	観光振興課	11	(c)入札(指名)業者数1者〔随意契約・扶助以外〕	おんど観光文化会館うずしお及び呉市地域駐車場(音戸駐車場)の管理運営	意見	平成29年度の目標利用者数が40,000人に対して利用人数実績は47,225人(達成度118%)と高い実績を誇り、利用者アンケートによる満足度は92.0%と高い満足度を得ている。しかし、利用者アンケートが利用者数47,225人に対して116人(利用者の0.25%)であるため、アンケート数及びアンケート回収率を向上させ、業務改善及び更なるサービス向上に繋げることができると考える。	現指定管理者にて、アンケート用紙のサイズ変更や、選択式の設問の増加など、回答者がアンケートに協力しやすい内容に変更した。 さらに、受け身の体勢ではアンケート回収率は向上しないため、スタッフが利用者に対して協力を促す体制を整えた。
H30年度	112	情報統計課	15, 15-2, 15-3, 15-4	(d)契約金額1,500万円以上の随意契約	呉市地域インターネット及び庁内LANネットワーク等保守委託業務	意見	一般競争入札の結果、施工業者のみ入札、結果1者随意契約となっている。本委託契約のような場合、その後の保守管理等についてほとんどが当初業者との随意契約によって行われている。結果として、競争原理が機能せず、価格が硬直化し経済性を損ねる可能性がある。また予定価格についても契約業者の見積価格を参考としている部分もあり、事前公表としているので、結果として高い落札率の契約となっている。他者の見積の徴収等は初めから諦めての契約となっているが、競争性を確保した契約方法および適切な価格で契約の実施を常に検討することが必要と思料する。	本件については、競争性確保のため一般競争入札による発注としている。仕様書については、施工業者しか受注できないような内容にはしていないが、他者の見積の徴収等を検討していく。
H30年度	114	収納課	16	(d)契約金額1,500万円以上の随意契約	税務総合情報システム(委託処理)	意見	上記理由にあるように、当業務は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用して随意契約している。この点、業務の効率性を考慮するとシステム開発会社にそのシステムの管理・運営等その後発生する付随業務である当業務についても随意契約で委託することが妥当と考えられる。しかし、システムの開発会社と当然に随意契約することは、競争の原理が働かず、契約金額が高止まりし、サービスの品質低下に繋がる可能性がある。業務委託契約書には、受注者が開発した情報システムの所有権は著作権等の一切の権利は発注者に帰属し、発注者は受注者が開発した情報システムのソースコードの提出を請求できると記載されている。そのため、システム開発業者でなくても当業務を委託することは可能であり、契約金額の高止まりを防ぎ、品質向上のために一般競争入札を検討することも必要と考える。	現行システム導入時の仕様で、課税等の業務が一体となったシステムであるため、一連の流れを業務を細分化して、一般競争入札にすることは現実的に困難であるため、従前のまま継続するものとした。

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
H30年度	118	中央図書館	18	(d) 契約金額 1,500万円以上の 随意契約	図書館電算処理システム運用業務	意見	<p>本委託契約のような当初は競争入札に付した案件であっても、その後のシステム改修や保守点検等についてほとんどが当初業者との随意契約によって行われている。結果として、競争原理が機能せず、価格が硬直化し経済性を損ねる可能性がある。業務委託契約書には、発注者は受注者が開発した情報システムのソースコードの提出を請求できると記載されている。そのため、システム開発業者でなくても当業務を委託することは可能であり、従前からの理由により漠然と随意契約を継続することなく、競争性を確保した契約方法を常に検討することが必要と思料する。</p>	<p>今年度、図書館システムの再構築を行い、システムを一新した。業者の選定方法については、プロポーザル方式で行った。その過程は、2社から応募があり、評価員が機能等を評価した。選定委員会において高得点の業者が選定された。その業者と契約したところである。</p> <p>導入したシステムは、クラウドサービス型のシステムである。</p>
H30年度	120	障害福祉課	19	(d) 契約金額 1,500万円以上の 随意契約	呉市発達障害児等相談支援事業	意見	<p>委託先の社会福祉法人は、呉市が運営していた障害児者の通園施設を引き継ぐ形で昭和55年に設立されたもので、該当事業については平成16年の委託開始以降1者随意契約が続いている。随意契約の理由としては、上記のとおりである。地方公共団体が委託先を選定する場合は、不特定多数の参加者を募る「一般競争入札」が原則であるとされている。委託先の選定にあたり競争性を機能させ、事業の経済性を確保する観点からは、原則どおり入札の徹底が望まれ、少なくとも複数見積書の徴取の徹底が望まれる。しかし、当該委託業務においては、1者随意契約が継続しており、複数見積書の徴取もされていないため、競争原理が働いていない状況であり、委託料の金額の適切性の検証ができず、委託料が高止まりとなるおそれがあるので、経済性確保への努力が望まれる。また、委託事業が多岐にわたり、結果、現在においては委託金額も多額となっている。委託事業の見直しを実施するとともに、委託契約内容の再検討も行うべきと思料する。</p>	<p>本事業は、医師による診査等を行う児童療育相談事業と、幅広く障害児の相談に応じる障害児相談事業に分けられるが、平成30年度をもって、障害児相談事業は廃止し、令和元年度から、その相談は、呉市の地域生活支援拠点である「まるごとネット呉」で対応することとした。</p> <p>その結果、本事業は専門性の高い児童療育相談事業のみとなり、その委託に当たっては、市内唯一の児童発達支援センターで、これまでの委託先でもある社会福祉法人を除いて実施可能な者がいないため、当該社会福祉法人との随意契約を行った。</p>

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
H30年度	126	保険年金課	22	(d) 契約金額 1,500万円以上の 随意契約	国民健康保険 システムデータ移行業務	意見	<p>独占禁止法違反行為により、指名停止期間中にもかかわらず旧システム開発者との随意契約をしたものである。呉市入札参加者指名停止要綱 第8条 の適用により、「特別の技術を要する場合で指名停止業者以外には相応するものがないとき」に該当し、事前に市長の承認を得ての契約となっている。本委託契約のような当初は競争入札に付した案件であっても、その後のシステム改修や保守点検等についてほとんどが当初業者との随意契約によって行われている。結果として、競争原理が機能せず、価格が硬直化し経済性を損ねる可能性がある。また予定価格についても契約業者の見積価格としているので、高い落札率の契約となっている。業務委託契約書には、発注者は受注者が開発した情報システムのソースコードの提出を請求できると記載されている。そのため、システム開発業者でなくても当業務を委託することは可能であり、従前からの理由により漠然と随意契約を継続することなく、競争性を確保した契約方法および適切な価格で契約の実施を常に検討することが望まれる。</p>	<p>本業務は、旧システムから呉市が指定する範囲、形式のデータを適切に切り出し、新システムへ移行するための支援を行うもので、開発業者でなければ履行できない業務である。 なお、パッケージシステムのため、第三者へのソースコード提供及び活用は著作権の関係で困難である。</p>
H30年度	128	保険年金課	23	(d) 契約金額 1,500万円以上の 随意契約	健康管理増進 システム運営 業務	意見	<p>本委託契約のような当初は競争入札に付した案件であっても、その後のシステム改修や保守点検等についてほとんどが当初業者との随意契約によって行われている。結果として、競争原理が機能せず、価格が硬直化し経済性を損ねる可能性がある。また予定価格についても契約業者の見積価格としているので、高い落札率の契約となっている。業務委託契約書には、発注者は受注者が開発した情報システムのソースコードの提出を請求できると記載されている。そのため、システム開発業者でなくても当業務を委託することは可能であり、従前からの理由により漠然と随意契約を継続することなく、競争性を確保した契約方法および適切な価格で契約の実施を常に検討することが必要と思料する。</p>	<p>本業務は、呉市から提供する国保の被保険者情報及びレセプトデータを開発業者のシステムへ取り込み、分析・対象データ抽出を行うものであり、開発業者でなければ履行できない業務である。 なお、パッケージシステムのため、第三者へのソースコード提供及び活用は著作権の関係で困難である。</p>
H30年度	128	保険年金課	23	(d) 契約金額 1,500万円以上の 随意契約	健康管理増進 システム運営 業務	意見	<p>再委託先について事前承認しているが、再委託の契約書を手していない。委託業務の管理および統制機能の観点からも、再委託の契約書を委託先から入手し、再委託契約の委託先や内容等が事前承認と合致しているか、また、再々委託が行われている場合は、この合理性を検討するなど、不適切な契約となっていないことを確認することが望まれる。</p>	<p>再委託は、呉市の承認のもと、受注者の責任と裁量によって行うものであるが、特に必要がある場合は、その実態を把握し、個別に状況を確認する。</p>

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
H30年度	130	保険年金課	24	(d) 契約金額 1,500万円以上の 随意契約	医療保険システム再構築業務	指摘	<p>本契約について委託業者から提出されている「請求書」について、日付が手書きで記入されている。「請求書」の日付欄の記載は、契約業者からは日付を空欄にした「請求書」の提出を受け、「完了検査調書」に記載された検査員が記載しているとのことであった。速やかかつ正確な予算執行の観点等よりの慣習的に行われていることと思われるが、書類の改ざんまたは塗まつをすることは当然ながら禁止されていることである。一方では、すべて活字とするような画一的な取り扱いにすべきとは言えないが、呉市の担当者において記載するようなことは禁止していただきたい。今後、委託業者にとって実務上不都合が生じないように配慮しながら適切な対応をしていただきたい。</p>	<p>課内職員に対し、法令遵守と事務処理の適正化の徹底に関し、周知を行った。 また、委託業者に対しても、請求書等の提出時に日付記入の徹底を依頼した。</p>
H30年度	130	保険年金課	24	(d) 契約金額 1,500万円以上の 随意契約	医療保険システム再構築業務	意見	<p>本委託契約のような当初は競争入札に付した案件であっても、その後のシステム改修や保守点検等についてはほとんどが当初業者との随意契約によって行われている。結果として、競争原理が機能せず、価格が硬直化し経済性を損ねる可能性がある。業務委託契約書には、発注者は受注者が開発した情報システムのソースコードの提出を請求できると記載されている。そのため、システム開発業者でなくても当業務を委託することは可能であり、従前からの理由により漠然と随意契約を継続することなく、競争性を確保した契約方法を常に検討することが必要と思料する。</p>	<p>本業務は、国保システムの更新に伴い、システム間でデータ連携していた後期高齢者医療システムのデータ連携方法の変更を行うシステム根幹の改修等業務であり、開発業者でなければ履行できない業務である。 なお、パッケージシステムのため、第三者へのソースコード提供及び活用は著作権の関係で困難である。</p>
H30年度	130	保険年金課	24	(d) 契約金額 1,500万円以上の 随意契約	医療保険システム再構築業務	意見	<p>再委託先について事前承認しているが、再委託の契約書を入手していない。委託業務の管理および統制機能の観点からも再委託の契約書を委託先から入手し、再委託契約の委託先や内容等が事前承認と合致しているか、また、再々委託が行われている場合は、この合理性を検討するなど、不適切な契約となっていないことを確認することが望まれる。</p>	<p>再委託は、呉市の承認のもと、受注者の責任と裁量によって行うものであるが、特に必要がある場合は、その実態を把握し、個別に状況を確認する。</p>

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
H30年度	132	保険年金課	25	(d) 契約金額 1,500万円以上の 随意契約	後期高齢者レセプトデータ等処理業務	意見	<p>本委託契約のような当初は競争入札に付した案件であっても、その後のシステム改修や保守点検等についてほとんどが当初業者との随意契約によって行われている。結果として、競争原理が機能せず、価格が硬直化し経済性を損ねる可能性がある。また予定価格についても契約業者の見積価格としているので、高い落札率での契約となっている。業務委託契約書には、発注者は受注者が開発した情報システムのソースコードの提出を請求できると記載されている。そのため、システム開発業者でなくても当業務を委託することは可能であり、従前からの理由により漠然と随意契約を継続することなく、競争性を確保した契約方法および適切な価格で契約の実施を常に検討することが必要と思料する。</p>	<p>本業務は、呉市から提供する後期高齢者のレセプトデータ及び介護情報を開発業者のシステムへ取り込み、分析・対象データ抽出を行うものであり、開発業者でなければ履行できない業務である。</p> <p>なお、パッケージシステムのため、第三者へのソースコード提供及び活用は著作権の関係で困難である。</p>
H30年度	132	保険年金課	25	(d) 契約金額 1,500万円以上の 随意契約	後期高齢者レセプトデータ等処理業務	意見	<p>再委託先について事前承認しているが、再委託の契約書を入力していない。委託業務の管理および統制機能の観点からも、再委託の契約書を委託先から入手し、再委託契約の委託先や内容等が事前承認と合致しているか、また、再々委託が行われている場合は、この合理性を検討するなど不適切な契約となっていないことを確認することが望まれる。</p>	<p>再委託は、呉市の承認のもと、受注者の責任と裁量によって行うものであるが、特に必要がある場合は、その実態を把握し、個別に状況を確認する。</p>
H30年度	134	介護保険課	26	(d) 契約金額 1,500万円以上の 随意契約	介護保険システム処理業務	意見	<p>上記理由にあるように、当業務は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用して随意契約している。この点、業務の効率性を考慮するとシステム開発会社にそのシステムの管理・運営等その後発生する付随業務である当業務についても随意契約で委託することが妥当と考えられる。しかし、システムの開発会社と当然に随意契約することは、競争の原理が働かず、契約金額が高止まりし、サービスの品質低下に繋がる可能性がある。業務委託契約書には、受注者が開発した情報システムの所有権は著作権等の一切の権利は発注者に帰属し、発注者は受注者が開発した情報システムのソースコードの提出を請求できると記載されている。そのため、システム開発業者でなくても当業務を委託することは可能であり、契約金額の高止まりを防ぎ、品質向上のために一般競争入札を検討することが望まれる。</p>	<p>本業務は、介護保険システムの運用保守を行うもので、プロポーザル方式により各開発会社から保守費用も合わせた提案を受け、平成22年度から採用しているものである。</p> <p>現在、庁内でサーバ（クラウド化や仮想サーバを含む）やシステムの統合について検討が進んでいるため、全体の方針に沿って今後の対応を検討していくが、システム保守部分は契約更新後も提案当初からの価格を維持しており、当面は現契約を更新する。</p>

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
H30年度	154	生活衛生課	29	(d) 契約金額 1,500万円以上の 随意契約	野犬対策等に関する業務	意見	他の地方公共団体においてはほぼ直営で行っている事業である。呉市では27年間委託先の1者随意契約が続いている。理由としては上記のように特殊業務であり、本業務を履行できるのは上記契約先以外にないためである。結果として、競争原理が機能せず、価格が硬直化し経済性を損ねる可能性がある。また予定価格についても呉市の積算により算定はしているが、毎年同じ積算結果であり、高い落札率での契約となっている。野犬の捕獲・保護の数は毎年200匹前後のようである。従前からの巡回ルートおよび捕獲方法等最も効率的に行われているかの検討とともに、漠然と随意契約を継続されてはいるか、競争性を確保した契約方法および適切な価格で契約の実施を検討することが必要と料する。	対象が生き物である等、特殊な業務のため専門知識や技術の習得等において、直営は困難である。業務実施にあたり、的確な指示と成果の適正な評価を行う。
H30年度	154	生活衛生課	29	(d) 契約金額 1,500万円以上の 随意契約	野犬対策等に関する業務	意見	類似事業としてNo. 35. 産業部農林水産課「有害鳥獣対策事業」がある。委託事業内容・実施場所ともに接点が多く見受けられる。このように接点が多く見受けられる委託事業については、部・課を横断した事業の検討が必要であると料する。	対象動物の性質、捕獲方法が大きく異なり、詳細な作業においても重複することがない。部・課を横断した業務としては難しく継続を考える。
H30年度	154	生活衛生課	29	(d) 契約金額 1,500万円以上の 随意契約	野犬対策等に関する業務	意見	呉市所有の車両2台を無償貸与している。数年前の財政改革集中プログラムにより、委託契約金額を20,000千円未満にするための当時の施策のようであるが、委託事業者の責任と管理の観点からは再検討すべきであると料する。	業務の性質上、同行するケース、市側が単独で使用する場合もあり、また、委託業務外で委託事業者が使用するケースはなく車両本体の購入費用等の算出が困難と考える。
H30年度	166	環境施設課	32	(d) 契約金額 1,500万円以上の 随意契約	長門園運転維持管理業務	意見	上記理由にあるように、当業務は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用して随意契約している。本委託契約のような場合、その後の保守管理等についてほとんどが当初業者との随意契約によって行われている。結果として、競争原理が機能せず、価格が硬直化し経済性を損ねる可能性がある。また予定価格についても契約業者の見積価格を参考としている部分もあり、結果として高い落札率の契約となっている。他者の見積の徴取等は初めから諦めての契約となっているが、競争性を確保した契約方法および適切な価格で契約の実施を常に検討することが必要と料する。	し尿処理施設は、処理方式ごとに異なる多種多様な専用設備で構成されており、その運転管理については、当初設計・施工メーカーとの連携が不可欠であることから、本業務を現行の事業者へ委託している。 業務委託料については、(公社)全国都市清掃会議作成の積算要領により設計し、適正な金額を算定している。 今後の契約においては、積算根拠資料を添付するなど、より検証しやすい設計となるよう工夫していく。 また、全市的に、し尿処理施設に係るコストを縮減し、より安定的・効率的な処理を図るため、当該施設の段階的な廃止・集約を進めていく。

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
H30年度	168	環境施設課	33	(d) 契約金額 1,500万円以上の 随意契約	芸予環境衛生センターし尿処理施設保守点検整備業務	意見	<p>上記理由にあるように、当業務は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用して随意契約している。本委託契約のような場合、その後の保守管理等についてはほとんどが当初業者との随意契約によって行われている。結果として、競争原理が機能せず、価格が硬直化し経済性を損ねる可能性がある。また予定価格についても契約業者の見積価格を参考にしている部分もあり、事前公表としているので、結果として高い落札率の契約となっている。他者の見積の徴取等は初めから諦めての契約となっているが、競争性を確保した契約方法および適切な価格で契約の実施を常に検討することが必要と思料する。</p>	<p>し尿処理施設は、処理方式ごとに異なる多種多様な専用設備で構成されており、その基幹設備の保守点検整備については、当初設計・施工時からの知見の蓄積が不可欠であることから、本業務を現行の事業者へ委託している。</p> <p>業務委託料については、(公社)全国都市清掃会議作成の積算要領により設計し、適正な金額を算定している。</p> <p>今後の契約においては、積算根拠資料を添付するなど、より検証しやすい設計となるよう工夫していく。</p> <p>また、全市的に、し尿処理施設に係るコストを縮減し、より安定的・効率的な処理を図るため、当該施設の段階的な廃止・集約を進めていく。</p>
H30年度	186	農林水産課	35	(d) 契約金額 1,500万円以上の 随意契約	有害鳥獣対策業務	意見	<p>類似事業としてNo. 29生活衛生課「野犬対策等に関する業務」がある。委託事業内容・実施場所ともに接点が多く見受けられる。このように接点が多く見受けられる委託事業については、部・課を横断した事業の検討が必要であると思料する。</p>	<p>対象動物の性質、捕獲方法が大きく異なり、詳細な作業においても重複することがない。部・課を横断した業務としては難しく継続を考える。</p>
H30年度	188	消防総務課	36	(d) 契約金額 1,500万円以上の 随意契約	高機能消防指令センター保守業務	意見	<p>当業務は、上記の当該契約方法に至った理由のとおり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約したものである。この点、業務委託契約書には、受注者が開発した情報システムの所有権は著作権等の一切の権利は発注者に帰属し、発注者は受注者が開発した情報システムのソースコードの提出を請求できると記載されている。そのため、システム開発業者でなくても当業務を委託することは可能である。随意契約を継続することは、契約金額が高止まりし、サービスの品質低下が危惧される。したがって、契約金額の高止まりを防ぎ、サービスの品質低下を防ぐためにも一般競争入札を検討することも必要と考える。</p>	<p>当システムに係るソースコードを入手したとしても、開発業者の協力を得ない限りは当システムに手を加えることは極めて困難であり、不具合が生じた場合の作業時間の延伸、責任の所在の不明確化等、システムの安定的な運用に支障を来すことになる。</p> <p>契約金額の低下も重要な要素ではあるが、当業務は、市民の生命、身体及び財産を守るためのシステムに係る保守業務であり、安定的な運用を第一に考える必要があるため、従前どおりの運用とする。</p>

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
H30年度	190	消防総務課	36-2	(d) 契約金額1,500万円以上の随意契約	消防救急デジタル無線保守業務	意見	当業務は、上記の当該契約方法に至った理由のとおり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約したものである。この点、業務委託契約書には、受注者が開発した情報システムの所有権は著作権等の一切の権利は発注者に帰属し、発注者は受注者が開発した情報システムのソースコードの提出を請求できると記載されている。そのため、システム開発業者でなくとも当業務を委託することは可能である。随意契約を継続することは、契約金額が高止まりし、サービスの品質低下が危惧される。したがって、契約金額の高止まりを防ぎ、サービスの品質低下を防ぐためにも一般競争入札を検討することも必要と考える。	当システムに係るソースコードを入手したとしても、開発業者の協力を得ない限りは当システムに手を加えることは極めて困難であり、不具合が生じた場合の作業時間の延伸、責任の所在の不明確化等、システムの安定的な運用に支障を来すことになる。 契約金額の低下も重要な要素ではあるが、当業務は、市民の生命、身体及び財産を守るためのシステムに係る保守業務であり、安定的な運用を第一に考える必要があるため、従前どおりの運用とする。
H30年度	196	情報統計課	39, 39-2	(e) 契約期間1年以下で、同一契約先5年以上継続	呉市地域インターネット及び庁内LANネットワーク等保守委託業務	意見	一般競争入札の結果、施工業者のみ入札、結果1者随意契約となっている。本委託契約のような場合、その後の保守管理等についてほとんどが当初業者との随意契約によって行われている。結果として、競争原理が機能せず、価格が硬直化し経済性を損ねる可能性がある。また予定価格についても契約業者の見積価格を参考にしている部分もあり、事前公表としているので、結果として高い落札率の契約となっている。他者の見積の徴収等は初めから諦めての契約となっているが、競争性を確保した契約方法および適切な価格で契約の実施を常に検討することが必要と思料する。	本件については、競争性確保のため競争入札による発注としている。 仕様書については、施工業者しか受注できないような内容にはしていないが、他者の見積の徴収等を検討していく。
H30年度	220	人事課	43	(f) 支出命令済額500万円以上の複数年契約	給与支給事務等委託業務	意見	公募型プロポーザル方式により3者の問い合わせがあったが、結果、1者のみの応募となり、結果として1者随意契約となっている。当時のプロポーザル業者選定委員会は呉市職員のみ構成となっている。価格、応募者のノウハウ、専門的技術、経験、経営状況など評価した結果の選定であるが、それとともに選定委員会の公正性を確保する必要もあるものと思われる。市民目線からの客観性および利害関係や提案者に対する先入観を排除するため、専門的な外部委員を複数以上加える必要性を検討し、今後のためにも明確化をしておく必要があるものと思料する。	本業務は、令和元年度で契約が終了し、その後は直営で実施するため、委託は行わない。

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
H30年度	222	地域協働課	44	(f) 支出 命令済額 500万円 以上の 複数年契 約	呉市市民協働 センター管理 運営委託業務	指摘	当該契約方法に至った理由に記載のとおり、呉市市民協働センター管理運営法人選定委員会を設置し、委託法人の審査及び選定を行っている。この点、審査の際の呉市市民協働センター管理運営法人の選定審査票に委員の署名がされていない票が存在した。また、当選定審査票は鉛筆で記載されており、事後的な書き換えが可能である。したがって、委員の署名漏れのないよう注意喚起し、選定審査票は書き換えができないよう消せないボールペンで記載するなど工夫が必要である。	平成31年4月から令和6年3月までの呉市市民協働センター管理運営委託業務について、平成31年2月に呉市市民協働センター管理運営法人選定委員会を開催し、委託法人の審査及び選定を行った。その選定委員会において、選定審査票は全て委員に署名をしていただき、書き換えが出来ないようボールペンで記載していただいた。
H30年度	224	市民窓口課	45	(f) 支出 命令済額 500万円 以上の 複数年契 約	市民窓口課郵 便請求対応業 務、フロアマ ネージャー業 務及び手数料 収納等業務委 託	指摘	当該契約方法に至った理由に記載のとおり、本業務は、選定方法として公募型プロポーザル方式を採用している。その際の呉市窓口業務プロポーザル審査票が一部鉛筆で記載されており、事後的な書き換えが可能な状態である。したがって、審査票は書き換えができないよう消せないボールペンで記載するなど工夫が必要である。	令和元年8月9日に実施した審査委員会では、審査表の記入を消せないボールペンで行うよう、事前に申し合わせを行い、審査委員会を実施した。

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
H30年度	230～242	学校施設課	48, 48-2～48-11	(f) 支出命令済額500万円以上の複数年契約	昭和北小学校給食調理等業務, 横路小学校給食調理等業務, 白岳小学校給食調理等業務, 広小学校給食調理等業務, 阿賀小学校給食調理等業務, 呉中央小学校給食調理等業務, 宮原小学校給食調理等業務, 吉浦小学校給食調理等業務, 呉市立中学校給食調理等業務(東部地区), 呉市立中学校給食調理等業務(中央地区), 呉市立中学校給食調理等業務(北部地区)	指摘	<p>受託者が学校長へ提出する書類の一部に不備があった。提出書類は業務委託契約書において、学校長ないしは教育委員会に提出されることが規定されており、適切な書類の提出及び学校側で適時に確認されるよう指導する必要がある。</p> <p>① 「給食物資検収簿」には検収責任者による署名押印欄があるが、日によって検収責任者の筆跡が異なるものがある。 「給食物資検収簿」は原本を毎日、学校長に提出することが業務委託契約書に定められているものである。毎日の記載内容を確認したところ、検収責任者による署名押印があるもののその筆跡が明らかに異なる日があった。確かに、病欠等で検収責任者が不在の場合どのような記録を残せばよいか不明確な部分もあるが、検収責任者本人による検収確認が適時適切に行われていないのではないかと疑念が生じるので、これら適切な対応が取られるように検討すべきである。</p> <p>② 「調理業務完了確認書」に、学校長の押印がないものがある。 「調理業務完了確認書」は原本を毎日、学校長に提出することが業務委託契約書に定められているものである。毎日の記載内容を確認したところ提出先の学校長印のほか、別途様式として定められている教頭及び栄養教諭等の押印もない日があった。この日の調理業務完了確認が漏れている可能性があり、適時に対応する必要がある。</p> <p>③ 業務委託契約書に定められている様式番号に対応しない書類がある。 業務委託契約書では報告書等の種類に対応して様式番号が割当てられているが、様式番号と異なる様式を用いているものがあった。 業務委託契約書において様式第5号は「業務完了届」と定められているが、「食品の加熱加工の記録簿」も様式5として、様式5を重複して提出している業者があった。当該「食品の加熱加工の記録簿」は業務委託契約書における様式13号と内容の相違はなく実質的な影響がないことを確認したが、実質的な影響が生じる場合もあるので報告書類として規定されている書類の形式を順守すべきである。</p>	<p>今回の指摘を受け、再発防止を図るため、委託業者に対し書類の適切な処理について指導し、かつ、学校においても適切に処理するよう次のとおり指導した。</p> <p>指摘を受けた書類①「給食物資検収簿」については、確実に検収責任者が記名押印するよう指導した。</p> <p>②「調理業務完了確認書」については、確認印欄の区分ごとに確認者の漏れがないようにするとともに、出張等により不在の場合は、その旨を記載するよう指導した。</p> <p>③様式番号の違いについては、契約更新により様式番号が変更になっていたが、そのまま従前の様式を使っていたことによるものであったため、新しい様式を使うよう委託業者に指導した。</p>

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
H30年度	252	中央図書館	52	(g)再委託「有」	中央図書館空調設備保守点検業務	指摘	<p>業務費内訳書(入札時提出用)の様式について 本契約の入札時の業務費内訳書(入札時提出用)「所定様式」では、直接人件費、直接物品費、業務管理費、一般管理費の費目区分になっているが、本契約のように再委託をする場合等は「外部委託費」あるいは「外注費」などの費目区分になるものと思われる。このように所定様式では決算費目と明らかに違っており価格面のみ形式的に所定様式で作成しただけと言わざるを得ず、そのような形式的な資料では内容等を検討する意味が全くないと言える。本契約についての決算報告(支出先)を意識した書類を作成することによって業務内容の実質的な検討が可能となるものと思料する。前年度の踏襲型かつ形式的な資料となっていないか、本契約を含めて検討資料の見直しの必要がある。</p>	<p>包括外部監査人に、指摘の主旨を確認したところ、現状の業務費内訳書の内容では、実際の業務内容が不明確であり、形式的な内容に留まっているのではないかとのことであった。 当該業務では、空調保守点検を構成している切替時点検整備、中間点検、故障時対応等の個々の業務に係る人件費を一括して直接人件費に取りまとめ、その人件費に対応した直接物品費、業務管理費、一般管理費を費目区分として計上する概略的な様式の業務費内訳書(入札時提出用)を使用していた。 この指摘を受けて、今後は、空調保守点検の業務内容の実質的な検討が可能となるよう、切替点検整備等の個々の業務に係る積算内訳が確認できる詳細な業務費内訳書(入札時提出用)を作成することとする。</p>
H30年度	252	中央図書館	52	(g)再委託「有」	中央図書館空調設備保守点検業務	意見	<p>再委託先について事前承認しているが、再委託の契約書を入手していない。委託業務の管理および統制機能の観点からも、再委託の契約書を委託先から入手し、再委託契約の委託先や内容等が事前承認と合致しているか、また、再々委託が行われている場合は、この合理性を検討するなど不適切な契約となっていないことを確認することが望まれる。</p>	<p>再委託契約の内容等について確認した。 再々委託は行われていない。</p>

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
H30年度	276	保健総務課	61	(h) 契約変更「有」	すこやかセンターくれ清掃及び管理業務	意見	4者による指名競争入札である。一定規模以上の清掃業務については、市内の業者4者による指名競争入札が慣習的に行われている。呉市内に限定する積極的な理由が不明確である。できるだけ競争原理を働かせるためには、業者も含めて呉市内に限定する必要はないと思われる。本契約においても、結果として契約業者が長期間にわたって今回の受託者となっている。	市内業者への優先発注は、「官公需についての中小企業者の受注確保に関する法律（昭和41年法律第97号）」の主旨に基づき、呉市においても地元企業育成を図るために行っており、「呉市物件の買入れ、業務委託等に係る入札参加者等の選定に関する規程第12条」の規定にもとづき市内業者による指名競争入札を行っている。
H30年度	276	保健総務課	61	(h) 契約変更「有」	すこやかセンターくれ清掃及び管理業務	意見	予定価格を事前公表としているが、入札前に公表すると、予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになる、業者の見積努力を損なわせる、入札談合が容易に行われる可能性がある、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を強く類推させ、これらを入札前に公表した場合と同様の弊害が生じかねないことなどの弊害があるとされている。本委託事業も高い落札率であり、市民目線で見れば、指名競争入札とともに予定価格の事前の結果としてと言われる可能性も大きいと思う。地方公共団体においては予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、当該契約を含めて予定価格の事前公表をする場合は、慎重な検討をしていただきたいと思料する	呉市では、業務委託の入札契約制度透明化を確保するため事前公表としており、この取扱いについて変更する予定はない。
H30年度	276	保健総務課	61	(h) 契約変更「有」	すこやかセンターくれ清掃及び管理業務	意見	委託業者に管理面も含めて長期間全て任せており、当該建物管理について委託業者しかわからない事項もあるようであり、委託業者に何かあった場合および委託業者変更の場合等の管理運営面の不安がある。1者への委託期間が長期間となっている弊害でもあり、業務内容の検討および予想されるリスクへの対応が望まれる。	専門的な知識を有する設備等は保守点検を他の業者に委託しており、問題があれば直ぐに対応してもらうよう連絡体制をとっている。その他の設備等は取扱説明書等のマニュアルがあるが、担当者も少しづつ管理運営の知識を深めるように努めている。

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
H30年度	278	土木整備課	62	(h)契約変更「有」	防空壕測量調査設計業務（警固屋9丁目地区）（その2）	意見	<p>当業務の契約変更は、上記理由に記載のとおり、地質調査業務における資機材運搬のモノレール経路について、地権者から新しく植えた作物を迂回するよう要望があったため、ルート変更を行い、モノレール運搬距離が増加したことによる増額変更である。当ルート変更は平成29年10月中旬に要望され、呉市は当該要望を認識している。しかしながら、業務委託変更契約書は平成30年3月23日と契約期間満了日の平成30年3月26日の直前である。契約内容の見解の相違による問題を生じさせないために、本来は、変更された契約書に従い業務遂行が実施されるべきである。ただし、当業務のような調査業務は、調査の進捗に応じ多少の内容変更や金額変更が生じることは想定される。その度に変更契約書を締結するとなると非効率であるため、最後にまとめて変更契約書を締結することは致し方ない。この点、現在、変更契約書を締結する基準が不明確であるため、金額基準を設けるなど基準を明確化することが望ましい。</p>	<p>工事及び工事に準ずる業務委託では、監査人意見にもあるが、業務の進捗に応じ内容変更や金額変更が生じることは少なからずある。変更が生じた場合は、発注者-受注者間で見解の相違が無いよう、指示書-指示請書（変更内容、変更金額等）という書面を交わして、双方合意を確認しており、今後も精算変更として、最後に変更契約の事務手続きを進めていきたいと考えている。</p>
H30年度	280	経営企画課	63	(h)契約変更「有」	田原地区漁業集落排水施設実施設計業務	意見	<p>契約方法について、十分な検討が必要なのではないかと考えられる。 当該契約方法は5者による一般競争入札であるが5者の入札額が全て同額であり、最終的にはくじ引きによる決定となっていた。 これは、予定価格が公表されており、最低制限価格を予定価格から推測できたことから、すべての業者が推測した金額で入札したためであると考えられる。 予定価格を事前公表することにより、市職員に対する予定価格を探る行為などの不正行為を防止する効果がある反面、積算能力が不十分な事業者でも安易に計算して受注する事態が生じる恐れがある。『公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針』（平成26年9月30日閣議決定）によると、「地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、事前公表の実施の適否について十分検討した上で、上記弊害が生じることがないように取り扱うものとし、弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめを含む適切な対応を行うものとする。」と記載されている。 同額入札によって落札者をくじ引きに決めるケースが増加するようであれば、そのようなことがないようにするための十分な検討が必要であると考えられる。</p>	<p>建設コンサルタント等業務は、業務委託の契約について、平成31年4月1日以降に入札公告又は指名通知をする案件から、最低制限価格の算出方法を変更し、従来の「直接費・間接費」の区分から業務の種類に応じた算出方法へと変更した。 なお、予定価格の事前公表につきましては、従来どおりとしております。</p>

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
H30年度	282	スポーツ振興課	64	(i)落札率100%超	大浦崎スポーツセンター受付事務等に関する委託業務	意見	旧音戸町時代からの1者随意契約となっている。随意契約の理由としては、上記のとおりである。地方公共団体が委託先を選定する場合は、不特定多数の参加者を募る「一般競争入札」が原則であるとされている。委託先の選定にあたり競争性を機能させ、事業の経済性を確保する観点からは、原則どおり入札の徹底が望まれ、少なくとも複数見積書の徴取の徹底が望まれる。しかし、当該委託業務においては、地域の団体との1者随意契約が継続しており、複数見積書の徴取もされていないため、競争原理が働いていない状況であり、委託料の金額の適切性の検証ができず、委託料が高止まりとなるおそれがある。したがって、業者の選定においては競争性を確保し、経済性確保への努力が望まれる。	清盛スポーツクラブは、文部科学省策定のスポーツ振興計画に基づき地域住民により自主的・主体的に運営される「総合型地域スポーツクラブ」として、旧音戸町の施策の一環として設立された。実態として、一般競争入札になじまないものである。また、他業者の受注見込みがなく、受注見込みのない業者からの見積書の徴取も困難であることから、従前どおり1者随意契約とする。
H30年度	294	総務課	66	(j)落札率75%未満	呉市役所電気監視盤等管理業務	意見	地方自治法施行令第167の2条第1項第3号の規定による1者随意契約となっている。地方公共団体が委託先を選定する場合には、不特定多数の参加者を募る「一般競争入札」が原則とされており、「指名競争入札」や「随意契約」は例外的な取扱いとして認められている。委託先の選定に当たり競争性を機能させ、事業の経済性を確保する観点からは、原則どおり入札の徹底が望まれる。やむを得ず随意契約とする場合であっても、プロポーザル方式によるか、少なくとも複数見積書の徴取の徹底により、業者の選定に競争性を確保すべきである。本契約については、一者随意契約が続いており、複数見積書の徴取をしていないため、競争性が確保されないまま契約金額が決定されている。低い落札率に現れているように、市場価格と比較しても低い価格ではあると思うが、複数見積書の徴取等経済性確保への努力が望まれる。	本庁舎の総合的な管理手法の見直しを検討した中で、他の専門業者から市場価格を調査した結果、現行の委託方法が費用対効果において十分な効果を上げると判断した。また、政策上においても当該外郭団体を活用していく。

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
H30年度	294	総務課	66	(j) 落札率75%未満	呉市役所電気監視盤等管理業務	意見	<p>委託業務においては、呉市は履行の点検だけでなく、当該業務の質を確保すると言う品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた取組みを行うことが望まれる。本契約者の呉市からの補助金も支給されている外郭団体である公益社団法人であっても呉市の業務の効率化に資することが求められるものである。担当課によると、「当該契約は庁舎管理そのものではなく、監視盤の監視や駐車場対応が業務であり、よって、業務従事者に専門的技術が求められるものではない。」とのことであるが、「庁舎管理」という視点より、慣習的に続いている契約でなく、ひとつひとつの委託業務を総合的に検討し、品質管理の点も含めて、効率的・効果的に整理した上で委託していくことが望まれる。</p>	<p>本庁舎の総合的な管理手法の見直しを検討した中で、本業務については、安価であることに加え、一定の品質が確保されていることから、費用対効果において十分な効果を上げられていると判断したため、現行の委託方法とした。</p>